

## 4 令和2年度事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

### 公益目的事業 I (暴力団犯罪被害防止事業)

#### 1 広報啓発事業

- (1) 暴力団追放石川県民大会の開催  
「令和2年暴力団追放石川県民大会」は、羽咋市で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い開催を中止した。
- (2) 広報啓発資料の作成・配布
- ① 次の資料を作成、購入等し、暴力団排除団体や企業、自治体及び当法人の賛助会員等並びに講習や研修、暴力団追放県民大会等において配布した。
- |                     |        |
|---------------------|--------|
| ア 機関誌「明るい街」第68・69号  | 5,000部 |
| イ 冊子                |        |
| ・企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢 | 1,000部 |
| ウ 啓発ポスター            | 500枚   |
| エ 啓発リーフレット          | 3,000部 |
| オ 啓発DVD             | 2本     |
- ② 啓発DVDを企業等へ貸し出すとともに講習等において視聴した。
- (3) 広報媒体の活用
- ① 新聞広報を17回に亘り実施した。
- ② テレビのスポット広報を8回に亘り実施した。
- ③ 電柱広告を金沢市内22箇所において1年間に亘り掲示した。
- ④ 「JR金沢駅折りたたみ時刻表」の表紙に全面広告を掲載した。(11,000枚)

#### 2 調査監視事業

- (1) 調査研究活動  
全国及び各都道府県暴力追放運動推進センターと連携し、全国の暴力団の実態等について調査を行い、相談、講習等の資料として活用した。
- (2) 不当要求アンケート調査の実施  
不当要求防止責任者講習に際し、暴力団等からの不当要求に関するアンケート調査を行い、不当要求の実態把握に努めた。
- (3) 民事介入暴力等対策研究会の開催  
令和2年12月7日に当法人と警察、金沢弁護士会が民事介入暴力事案等に関して締結している3者協定に基づき設置されている「民事介入暴力等対策研究会」を開催し、緊密な連携・協力関係を確認するとともに情報交換を行った。
- (4) 情報収集活動  
刊行物掲載情報や監視活動等によって収集した暴力団関係情報をデータベース化し、講習や相談、啓発資料の作成等に活用した。
- (5) 北陸3県暴力追放運動推進センター情報連絡会の開催  
北陸3県暴力追放運動推進センター情報連絡会は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、開催していない。
- (6) 監視活動  
当法人が委嘱している65名の暴力追放監視員とともに、暴力団組事務所や周辺の動向等について監視を行い、情報収集活動を推進した。

<p>3 少年に対する暴力団の影響力排除事業</p>
<p>(1) 少年警察団体等との連携 少年警察団体や行政機関と連携し、少年に対して啓発資料の配布を行い、少年の暴力団組織への加入阻止、暴力団関係者との交友阻止等を図り、健全な少年を育成し、少年を暴力団から守る活動を推進した。</p> <p>(2) 少年指導委員研修の実施 令和2年11月13日に警察本部において、新任の少年指導委員4名を対象に暴力団の現状と動向、関係法令、少年の規範意識高揚方策等について、警察と協同して研修を実施した。</p>
<p>4 民間の暴力団排除活動団体等に対する援助事業</p>
<p>活動支援金の支給 令和3年2月15日に金沢中暴力団等追放事業所連絡協議会など計8団体の民間の職域・地域暴力団排除活動団体に対して、総額18万円の活動支援金を支給し、財務面からの支援を行った。</p>
<p>5 不当要求防止責任者講習事業</p>
<p>(1) 不当要求防止責任者講習の開催 石川県公安委員会から不当要求防止責任者講習の委託を受け、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、令和2年8月6日から同3年2月18日までの間に県下一円において開催した。開催回数は21回、受講者数は499名であった。</p> <p>(2) 民暴弁護士による講義 部外講師として金沢弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士を招へいし、法律専門家としての立場からの講義を実施した。</p> <p>(3) 効果的な講習の実施 講習では、金沢弁護士会民事介入暴力対策委員会と共同で作成した対応マニュアルや各種の啓発冊子、資料を配布するとともに、パワーポイントの活用、啓発DVDの視聴等によって、効果的な講習を実施した。</p>
<p>公益目的事業 II (暴力団犯罪被害者支援事業)</p>
<p>1 暴力団に関する相談事業</p>
<p>(1) 相談の受理と解決策の教示 面接や電話等で相談を受理した。相談受理件数は235件で前年度比マイナス13件であった。相談案件は民事介入暴力、企業対象暴力、行政対象暴力のほか暴力団排除問題等であり、解決策を教示した。</p> <p>(2) 警察、民暴弁護士との連携 対応は常勤相談委員が行うが、解決に法的対応が必要な場合は、相談者の了承を得て、警察の担当官や非常勤相談委員に就任している金沢弁護士会民事介入暴力対策委員会所属の弁護士に引き継ぐなど、両者との緊密な連携を維持した。</p>

## 2 暴力団犯罪の被害者に対する見舞金支給、民事訴訟支援その他の救援事業

### (1) 見舞金の支給

見舞金の支給は該当事案がなかったため実施していない。

### (2) 民事訴訟支援

暴力団相手の民事訴訟に対する支援及び暴力団犯罪被害者等に対する貸付金の貸付は、該当事案がなかったため実施していないが、因縁をつけて不当な要求をしてくる暴力的要求事案について、対応マニュアルや資料を配付するなどして対応要領を教示し、被害防止のための支援を行った。

### (3) 暴力団事務所使用差止請求

当該業務に係る相談や申出がなかったため実施していない。

## 3 暴力団離脱者援助事業

令和2年12月2日に警察本部において、当法人と警察本部組織犯罪対策課、石川労働局、金沢公共職業安定所、金沢保護観察所、金沢少年鑑別所、湖南学院で組織している暴力団社会復帰支援連絡会を開催し、暴力団離脱者の社会復帰に関する情報交換等を行った。